

新、公明党の順とすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員のみ印刷配付することとなっておりますので、ご了承願います。

最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外関係で資料要求される方は、その都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思っておりますが、これよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

議案第7号 令和7年度滝川市病院事業会計予算

委員長

議案第7号 令和7年度滝川市病院事業会計予算を議題といたします。

まず、冒頭に資料要求をされる方はいますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認いたします。

それでは、説明を求めます。

柳部長

(議案第7号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

福井

私から3点質問させていただきます。

予算書399ページ、給与明細、手当の内訳のところの超過勤務手当について質問します。先般より常任委員会、定例会で職員の時間外勤務、超過勤務の質問に対し減少傾向にあるという説明を受けていましたが、予算書においては令和4年度から比べると増加傾向に見えます。先般の人事院勧告等の影響もあるかとは思いますが、それ以外の要因があれば教えてください。

2つ目なのですけれども、400ページ、会計年度職員の減少について、近隣の公立病院では今年度、次年度に対して会計年度職員を大量に更新しないというようなお話を聞き及んでおりまして、滝川市立病院における今年度の顕著な、例年に比べて13人減るといふか、減っているだろうということについて伺います。また、来年度以降についてもこういう会計年度職員を減らしていくような可能性とかがあるようでしたらお聞かせください。

最後1点なのですけれども、先般の代表質問で病院のほうの医師がまた3人ほど減るといふふうにお話を受けまして、中に循環器系のお医者さんがいらっしまったということで、滝川市立病院のホームページの病院指標、令和3年度を見ると、診療科別主要手術別患者数等ということで1位から5位まで載っているものの2位と5位が循環器系の手術をされているのです。ステントとか、ペースメーカーとか、そういう部分なのですけれども、そういったところにドクターの影響があるのか、また来られなかったドクターがそういう専門医だったので、できなくなるというようなことがないのかだけ確認させてください。

以上、3点です。

古山係長

福井委員の1点目と2点目の質問にご回答させていただきます。

まず、医師が減少傾向にあると。超勤の関係です。減少傾向にあるというところで、予算書においては増額傾向というところがございますが、まず医師や看護師の負担軽減計画に基づき当初予算の配当を抑えていたところがかねてよりございますが、当初予算に対して実は執行は上回る状況が続いております。令和4年の決算値で申し上げますと超勤手当は1億1,901万5,000円、令和5年は1億246万円、そして令和6年度補正予算後の予算実数で申し上げますと、まだ期中ですので、9,258万5,000円という形で約1億円前後ぐらいで推移をしておりますが、執行的には減少傾向にはございます。ただ福井委員がおっしゃるとおり人勧がありました。11月、冬の補正の段階で1億7,000万円ほど増額補正したことは、皆さんご存じのとおりだと思いますが、それに伴って、残業というのはパーセントで計上するものですから増額という形になっております。そのところを含めて微増といったところになっております。

続きまして、2点目でございます。近隣の病院のところの大量解雇という傾向、そして当院は会計年度職員の増減をどうするかというところがございますが、従前正職員の看護師不足の状況が続く、会計年度任用職員で充足を図ってきた状況ではございますが、それに伴う予算組みをしておりました。現在正職員の看護師が充足してきたことから、令和7年度予算においては実態に即した予算計上としたところがございます。また、来年度以降につきましても会計年度のさらなる減少の可能性については現段階で具体的に決まったものはございません。ですので、基本現状維持という形で考えております。

そして、ドクターの数というところでもございましたが、診療科によりますが、現状維持、あるいは医育大入局の減などによって派遣医師の削減など医師数は極めて厳しい状況が見込まれることから、実態に即した予算計上になる人員計上としておりました。しかしながら、院長が医局を訪問し、医局員の派遣についてそれぞれ医育大に重ね重ねお願いに伺ったりという状況にございますので、ご理解いただければと思います。

堀次長

循環器医師の減員に伴う影響ということでご質問がありました。まず、今やっている手術、ステントとかが継続してできるのかというご質問に対しては、それは医師が減少しましたけれども、専門医はおりますので、継続して実施ができるということです。ただ、やはり医師が3名から2名に減員となり、松橋院長も院長業務をやりながらの循環器医師ということでもありますから、患者の診療などには少なからずきつと影響は出てくるものというふうに考えております。派遣大学である旭川医科大学でありますとか、その辺にも引き続き協力はお願いをしていきたいというふうに考えております。

福井

1点だけ確認させてください。

2つ目の質問の会計年度職員の件で、答弁では看護師の正職員が充足してきたことによって減ってくるということでしたが、これは会計年度職員から正規職員へのいわゆる雇い上げみたいなのがあったとか、そういう原因があるということなのではないでしょうか。それとも、純粋に正職員で募集したら入ってきたので、会計年度職員が減ってきたということなのかだけ確認させてください。

古山係長

まず、令和6年度において、今委員がおっしゃるとおり会計年度から正職員に上がった方も中には数名いらっしゃいます。ですが、全て上がったというわけ

ではなくて、あくまでも診療科において必要だから雇わせていただいたというところももちろんございます。その際は試験も当然やらせていただいておりますが。ただ、その充足状況としましては、外来患者の減少というところもありまして、あくまでも令和7年度におきましては実態に即した形で必要な人員を措置させていただいたというところになっております。

委員長
高橋

ほかに質疑ございますか。

私からは、2つほど質問させていただきます。

全体的なことなのですが、収支のバランスを取るために着実な経営改善策を実行していかれるかと思いますが、先日の定例会で滝川市立病院経営強化プランの改定ですとか、医師の確保と適正な病床数の設定や個人病院との役割分担など様々な例を挙げていただきました。この中で着実にできるものから順次実行するのか、それとも優先順位をつけているのか、どのようになっているのかを伺います。

また、国からの地域医療構想の具体的支援策の方針が近々示されていくとのことでしたけれども、来年度の支援策はどのようなものであるのか、現時点で分かる範囲で構いませんので、お伺いします。

金子課長

1点目にご質問いただいた経営改善策についてどのように実施していくのか、優先順位をつけてやるのかというようなご質問だったと思いますけれども、院内で経営改善検討会議を昨年12月に設置をして、その中で鋭意検討を進めているところです。中には、厚生常任委員会でもちょっと申し上げたことではあるのですが、5点に課題を絞っています。1つは医師の確保、働き方、そして2つ目に診療体制の見直し、3点目に現状分析と収益増加策、4点目に経費の削減、5点目には将来のあるべき姿ということで、その5点が当面必要なこととして議論を開始しています。

短期的に結果を出さなければならないところをまず3月中までに3点絞って、3チームに編成をして議論をしているところです。今ほど申し上げた診療体制の見直しと現状分析と収益増加策、そして経費の削減、この3つについてはとりわけ取り急ぎできることを抽出して短期的に取り組みましょうと。その後、先ほど申し上げた1点目の医師の確保、働き方、そしてまた将来のあるべき姿ということにつなげていくというようなことで議論を進めております。優先順位としては先ほど申し上げたように短期的にできること、そして一番大事なのは医師の体制はこれからどうなっていくのか。非常に医師の数が減っていますから、その確保策、そして確保できないのだとしたら適正な診療規模に縮小するしかないのですが、その両面で議論をしていくという上ではなかなか短期的にすぐ答えが出ないということもありますので、令和7年度も滝川市立病院、例えば適正な診療規模、病床数はどの程度であるべきかといった点については、あまり時間をかけずに、医師の動向も含めて議論をしていかなければならないかなと思っております。

柳部長

2つ目の地域医療構想の支援策の話ですが、地域医療構想の取組の一環ということ、より進めていくということでモデル推進区域に中空知が指定されたということになっています。そのモデル推進区域になったときにいろいろな支援策を受けられるということでご紹介を受けているところでございまして、先日の代表質問のほうでもご答弁させていただきましたけれども、令和6年度中はモデル推進区域の区域推進方針ということ今年度中にまとめて、来年度

その具体的な中身については検討していくことになっています。その検討内容に合わせて実際どういうメニューでそういう支援策を受けられるかといったことが具体的に出てくるかなど。ただ、検討の過程においては技術的支援ということで、住民説明会などをやるときには国の職員が出席されるだとか、関係者による協議の場を設定するだとか、あと今区域対応方針というのが今年度中にまとめて来年度ぐらいでの検討になりますけれども、その作成支援を手伝っていただけるだとか、あと分析に関していろいろ支援をいただけるだとか、そういったことがモデル推進区域になったときには国や道から支援を受けるということでは言われておりますので、実際そういった検討についても来年度以降そういう検討の中で国や道の専門的な知恵とかをいただけるのかなとは思っています。

話がまとめれば次に財政的支援というのがあるのですが、そこでは地域医療介護総合確保基金というもともとのメニューがありまして、その一部分、これについては使えるよということでご紹介を受けています。内容としては、居宅等における医療の提供に関する事業、医療従事者の確保に関する事業で、その居宅等における医療の提供に関する事業というのは在宅医療の実施に係って、その拠点の整備に対する支援や人材育成など、そういったことに関しての支援をいただけるようなメニューが記載されていますし、医療従事者や医師の確保に関して研修や修学資金の貸与だとか、そういったことが内容としてうたわれておりますので、検討の中でそういうことが地域として取り組んでいく必要があるとなれば、そういった基金を活用させていただくことになるのかなと思っております。

また、そのほかにあるのが個別医療機関の再編統合をする場合に財政的な何か上乘せ支援があるといったことがあります。これももともとあるメニューとしては統合支援給付金というのがありまして、病院や診療所等を統廃合する場合、それに対して支援をいただけるというメニューになっていますので、これが協議の中でそういったことを地域として取り組むとなった場合は支援をいただけるのかなというふうに思っております。

委員長
三上

ほかに質疑ございますか。

3点ほどあります。

まず、先ほどちょっと答弁されていたと思うのですが、経営改善検討会議です。これについては副院長をトップにやるのだと。先ほど経営全般についていろいろ目標を持ってされるということなのですが、その辺をもう少しどういうメンバーでやるのか、あるいは市長部局からもそういう検討会議に参加するのかなどうなのか、その辺をちょっと確認しておきたいなと思います。

それと、2点目は先ほど医師数、看護師数のお話がありました。医師の確保については大変厳しいと。ただ、予算上は36名採用になっておりますよね。4月1日現在では32名と、あと4名増やさなくてはいけないと。厳しい中で医師を4名増やすということが大変難しいのかなという思いはありますけれども、その辺の先行きはどうかということですね、7年度中。

それと、看護師については予算上は217名採用ということで、先ほど説明があったとおり実態に即した採用にしていくのだということで、今1日現在では7名多いのですよね。これは先ほどあったとおり、会計年度職員で減らしていくという予定なのでしょうか。

最後3つ目なのですが、経営強化プランに関連するものです。新年度の総務費の関係で実は滝川市立病院強化プラン支援事業業務委託料というのが入っているのです。これについては、過去ずっと継続されているのです。継続に当たり、本当にこれは効果があるのですか。いわゆるトーマツがやっているものですよ。この辺を伺っておきたいと思います。

金子課長

順次ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の経営改善検討会議のメンバーでございますけれども、副院長をトップにということは申し上げてまいりました。その他の会議本体のメンバーとしては各部長、診療技術部長、看護部長、事務部長、事務部次長、そしてメンバーの中には診療部長も1人入っております。そして、事務局には私、事務課長、そして経営管理係が2名入っております。また、チーム分けするとさらに細分化をしてそれぞれ課長職がついたり、診療部長や主任医長等ドクターも少し入った中で3チームを構成しているところです。

2点目にいただきました医師数、看護師数の関係でございます。まず、医師数は予算上36名で、本当に医師の推移に関しては極めて厳しい状況、39名から40名程度でこれまで推移していた医師数が32名まで落ち込んで、次年度もさらに落ち込む予定となっていると。次年度に向けては循環器内科、そして麻酔科、さらに整形外科とそれぞれ1名ずつ減ってきます。これは医局の派遣に関してはなかなか手出しができないところというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、医局人事で来ていただいている課については、基本的には医局の裁量で、例えば不足しているから独自採用するというのがなかなか医局との関係性上難しいという側面がございます。一般内科については医局がいろいろ入り交じっているということもありますし、過去から独自採用している。さらには、細分化すると基本的には専門家が多い科でありますから、一般内科はずっと継続して採用に努めております。次年度に向けてやれることは、まず内科医師の確保、これはもう急務だなと思っておりますし、まだ決まっていないことも含めていろんな手法で次年度に向けては内科医師の確保に努めていきたいと思っております。その他の科でいえば、麻酔科については公募もしておりますし、紹介会社等も活用して1名減ったところを何とか充足したいというふうに考えております。整形外科と循環器内科はそのような背景で、なかなか病院が独自で動いて確保に努めるというのは難しい状況です。

また、看護師数のことで224名ということでおっしゃられたところですが、実際実数で動いているのは、令和7年度の配置予定としては217名になっています。令和6年度が216名ですから、1名増という形で推移をしているところです。最後に、3点目にいただいた総務費で計上されている滝川市立病院強化プラン支援事業業務委託料、その部分につきましては市立病院の受け止めとして今の時点の感触で申し上げると非常に厳しい経営状況にあつて、市とも歩調を合わせていかなければならないという時期に委託事業者が非常に円滑にその辺の間を取り持ってくれているなというふうに思っております。これから市立病院としても経営改善の策については相当検討して、極めて厳しい進め方をしなければならぬというふうに思っておりますので、そういう意味では今の委託事業者としっかりタッグを組んでいろんな策を検討していきたいと思っております。有効に活用させていただきます。

三 上

経営改善検討会議には、先ほど説明があつたとおり専門家の先生方、それから

事務方の部長だったり、課長だったりが入るのだと思うのですけれども、今本当に危機的な状況ですから、やはり市長部局の副市長だとかが入って実態はどうなのだとことを直に感じていただくということも必要だと思うのです。それは検討されるべきだと思うのですけれども、その辺についてはどう思いますか。

金子課長

これはダブルスタンダードにならないように気をつけなければならないとは思っているのですけれども、院内の検討を専門的な知見で進めて、市とはこれはまた定期的に協議検討して市立病院の中で検討された中身は共有しております。共有についておろそかになると、おっしゃられるとおりの危機があるなど思っているのですけれども、今の段階では市のほうもしっかり情報収集しながら取るべき方向性について市立病院と共有しているというふうに思っていますので、病院としてはその点について情報のやり取りで過不足はないなというふうに思っております。

委員長
荒木

ほかに質疑ございますか。

何点かございます。今日答えられないということは、それは後日でも構いませんので、質問させていただきます。まず先般代表質問がありまして、私の記憶では市長が今314床中44床は休床ですと。その休床をどういうふうに言われたか記憶にはないのですけれども、休床をやめて270床にというようなことがあったように記憶するのですけれども、その真偽について伺います。

それから、一般会計からの繰入れというか、収入に関わることが何点かあるのですが、これ自分でも調べてみたのですが、はっきりよく分からなくて、自治体病院が受ける地方交付税の積算根拠。病床数というのは含まれるのですけれども、休床が44床ということですが、それも積算されるのかどうかをお聞きしたいです。

それから、今年の2月12日に厚労省から各都道府県知事に伝わったことなのですけれども、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱というのが都道府県に行き、恐らく道から来ていると思うのですけれども、その中で病床数適正化支援事業というのがあって、これは2月12日ですから、3月末までに病床数を減らした場合は削減した病床1床につき410万4,000円、100床だと4億円ということになるのですが、こういうものが出されて、時間的に検討するのは難しいと思うのですけれども、令和7年度に当たって、実際に3月31日から延びるといふ話もあるので、検討されたかどうかについて伺います。

それから、一時借入金の限度額15億円なのですけれども、もともと何を根拠に設定されているものなのでしょうか。例えば医療機器等整備事業債、これが普通は届出制なのですけれども、届出というか、出せば実施できるのですけれども、これは何らかの制限を受ける金額というのがあると思うのです。明確に幾らというのは今示していただかなくて結構なのですけれども、こういうものが関係している根拠なのかちょっとよく分からないので、分かる範囲でお願いします。

それから、モデル推進事業の関係でいろいろ大変なことがあるというふうに思うのですが、次年度において各中空知の自治体病院が顔を突き合わせて議論する場面というのがあるのかどうか。水面下は別です。正式にあるのかどうか、これを伺います。

それから、循環器もそうなのですけれども、麻酔科と整形外科も医師が1人減

金子課長

りますね。恐らく手術、麻酔科なので、特に手術にも影響すると思うのですが、単純に手術数というのは減るというふうに認識してよろしいか。

6点のうち、さきにおっしゃられた4点についてご答弁を申し上げます。

まず1つは、314床のうち44床が休床しているということは通告質問のほうでも市長のほうからお答えをさせていただいていますけれども、現在44床が休床して270床を運用しておりますが、地域としての今後の医療需要動向をしっかり分析し、滝川市立病院としての必要病床数についてはさらに切り込むことを基本に検討を早急に進めた上で地域医療構想調整会議に対する意見反映を行ってまいりたいと考えておりますと、このように答弁を申し上げます。今の段階でさらに切り込むことも含め、鋭意検討しているところだという答弁にとどめているところですので、ご理解をいただきたいと思えます。

2点目についてです。自治体病院に対する交付税の積算根拠についてでございます。休床も積算されるかどうかということについては、休床は積算の対象から外れますが、今経過措置として1床当たり72万円の単価でいただいている交付税には、1年間の中で最大に運用した病床数にプラス精神病床と。また、さらに過去3年間の経過措置も若干ついていきますので、直近の実績では259床というふうに算定をしているところでございます。

3点目にいただいた2月12日に国のほうで発出した通知についてはもちろん病院のほうでも把握をして、410万4,000円の単価削減について一旦3月13日を期限に手挙げをしなければ、これはいずれにしてももらえないというような形ですので、手挙げはさせていただいております。病床の削減については、当初3月31日までに病床を削減したところというような通知であったのですが、これは9月30日までということで延びておりますので、4月にどこの病院に配分をされるのかというような通知がなされる予定ですので、その通知の結果を踏まえて当院としても動いていきたいと思えます。

4点目にいただいた一時借入金15億円は何の決めなのだというところでございます。こちらについては、確かに今の病院の医業収益の状況で申し上げますと、15億円借りると財政健全化法でいう20パーセントの率を超えてしまっている状況だということがあります。単年度の中で一時借入金がそこまで伸びるということも想定しての、恐らく令和元年に非常に危機的な状況になったときの一時借入金の15億円についてはそのまま横スライドで予算計上させていただいているということなのですが、予算実施計画の中で明らかにしておかなければ、これはもう一時借入金の借りようもないですから、当年度において大きなマイナスが生じたときに対応可能な金額として15億円という設定をしたものというふうに想定をいたします。

柳部長

5点目のモデル推進区域の検討の進め方についてお答えいたします。

今年度もそうだったのでございますけれども、地域医療構想調整会議の中に専門部会というのを置きまして、そこに院長先生や地域の医師会の方、あと病院の事務方が入りまして個別具体的な検討を進めるという形で進めております。それで区域対応方針の原案をまとめて、地域医療構想調整会議の首長方も加えた会議の中で決定していくという形で進めておまして、来年度につきましてはその具体的な中身を検討していくと。当然進め方としては専門部会というのをまた開催し、そこで各まちの病院が顔を合わせて検討していくといった場面はつくられていくものと考えております。

堀次長 6点目に麻酔科と整形外科の常勤医師が減る影響ということでご質問をいただきました。

残念ながら、やはり常勤医師が減りますので、手術に影響が出てくるものと考えますが、ただ大学、医局のほうからは麻酔科、整形外科がそれぞれに出張医を派遣をしていただくということで調整をしているところでもありますので、その影響も可能な限り少なく抑えたいとは考えております。

委員長 ほかに質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、以上で議案第7号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 10:57

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第4号 令和7年度滝川市介護保険特別会計予算

委員長 議案第4号 令和7年度滝川市介護保険特別会計予算を議題といたします。

まず、冒頭に資料要求をされる方はいますか。

(なしの声あり)

委員長 なしと確認します。

それでは、説明を求めます。

鎌田部長 (議案第4号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

高 橋 私からは、2点ほど質問させていただきます。

282ページの歳入合計のところなのですが、前年度に比べて9,000万円以上全体的に減っているということで、実績も減っているため様々な介護サービスの支出も推定で減少しているとただいま伺ったのですが、歳入の減少が増え続けていると高齢の市民への介護サービスの内容に影響はないのでしょうか。また、どのような収支の改善策があるのかを伺います。

2点目が297ページなのですが、包括的支援事業と任意事業というのがありますけれども、それぞれの代表的な事業内容を伺うとともに、対象者に対する任意事業の活用率というのを伺います。

大川係長 私からは、1点目の介護保険特別会計の歳入の全体の減による質問についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

介護保険特別会計につきましては、まず歳出で全体で約36億円予算計上しております。そのうち保険給付費が31億円ということで予算の全体の9割を占めている状況でございます。その保険給付費が1億円ほど減っておりますので、その減った分、国や道支払基金の負担金ですとか交付金、そして滝川市の一般会計からの繰入金も減になったことにより歳入が減った主な要因となっておりますので、サービスにつきましては影響がないというふうに考えているところでございます。

石原係長 私のほうからは、包括的支援事業、任意事業の代表的な事業についてということでお答えします。

まず、包括的支援事業、任意事業については、国の地域支援事業の実施要綱に従って実施しておりますが、代表的な事業としては主に地域包括支援センター

の事業運営に係る費用になっています。代表的な事業については、65歳以上の総合相談であるとか、認知症の事業に係る事業になっております。任意事業につきましては、地域支援事業の理念にかなった事業で、地域の実情に応じた市町村独自の形態で実施される事業ですが、具体的な事業としては食の自立支援事業の事業になっています。

活用率については係のほうから説明いたします。

金子係長

先ほどありました食の自立支援事業について説明させていただきます。

これは食生活の改善が必要な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスが取れた食事を提供することで現に要介護状態、もしくは要支援状態になる高齢者が重度化すること、または要介護状態、もしくは要支援状態になるおそれのある高齢者の方を予防するとともに、食事の受渡しを通じて利用者の安否の確認を行うというものでございます。これ65歳以上の方なのですが、約1万3,000人に対して110人利用しております。

委員 長
福 井

ほかに質疑ございますか。

私のほうから1点、285ページの歳出1款1項1目、一般管理費の給与等に要する経費です。

介護保険の各部署の皆さんはお仕事が大変だとは思っておりますけれども、超過勤務手当が380万2,000円となっているのですけれども、過去5年を調べたら令和2年が183万7,000円、3年、189万3,000円、4年、203万5,000円、5年、227万7,000円、6年306万8,000円で今年度が380万2,000円と令和2年度から比べると2倍以上に増大しておりまして、法整備の関係とかいろいろ多々仕事があるのですけれども、これがどういう原因なのか。例えばサービス残業的なところをちゃんと取っ払いこうということになったのか、それとも6人でずっとやっていらっしゃるというふうに書いてあったので、業務量が増えて、例えば実は市のほうに増やしてくれとか増員を求めているのか、そういう実情をちょっと教えていただきたいなと思って質問します。

大川係長

先ほどの総務費の超過勤務手当についてお答えさせていただきます。

超過勤務手当増額の主な要因としましては、定期昇給によるベースアップや人事院勧告に伴う給与改定のほか、人事異動による職員の年齢構成等も影響しております。

職員の内訳としましては、補佐職1名、係長職2名、担当職3名で人員、役職とも変動はございませんが、職員の年齢状況等により1人当たりの単価が高くなっていることが挙げられます。また、次年度は特定の市内介護事業所における指導、調査により業務量の増加が見込まれることから、これによる超過勤務手当も想定しているところでございます。

委員 長
三 上

ほかに質疑ございますか。

先日、介護サービス事業者に対して行政処分を行いましたね。今回の事例も含めて再発防止のために新年度はどのようにやっていくのか伺いたいと思います。それと、介護職員の関係で今回民生費では資格取得に関して費用の助成をするということで予算づけされておりますけれども、これから介護する側の介護人材が高齢化になっていって、介護職員も恐らく高齢化になっていってだんだん、だんだん少なくなってくると思うのですが、民間に委ねるところは多いのですが、市としてそういう介護職員を育成、確保するために新年度はどのような施策を打たれているのか、これを聞いておきたいと思います。

最後ですが、287ページの介護認定審査会の関係で手数料が1,065万3,000円になっているのですが、ここがちょっとよく分からないので、どのような手数料で、どのようなものになっているのか伺いたしたいと思います。

今課長補佐

私のほうから介護事業所の今後の指導の部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

今回行政処分にあたりました概要といたしましては、介護事業所が受ける加算の不正請求ということになりました。実は処遇改善加算という加算なのですが、この加算につきましては過去ずっと継続して行われているものですが、令和3年度当初に厚生労働省のほうから疎明資料を介護事業所の事務負担軽減のために省略をするという通知がありまして、届出書の中でその疎明資料等について数的に虚偽がないことを誓約するというような記載がされていることから、疎明資料を省略されて提出されておりました。今回この部分につきましては、うちの内部の調査のほうで発覚したわけですが、今後につきましては再発防止として事務負担が起らない程度の最低限の疎明資料につきましてはこちらで作成をして、それを提出していただくということで事前に防止をしたいというふうに考えております。また、運営指導も事業所で6年に1度行われますので、この辺においても重点的にそのような部分を調査、点検していきたいというふうに考えております。

山本係長

三上委員からご質問いただきました介護認定審査会に要する経費の手数料についてご説明させていただきます。

介護認定審査の申請を受けた場合、必ずその方のかかりつけ医から主治医の意見書というのを頂くことになっておりまして、この手数料というのは主治医の意見書を頂くために必要な作成料の手数料になります。

木村課長

介護職員の介護人材の関係に関しましては、介護特会ではなくて一般会計のほうでの支出となっておりますので、そちらのほうになります。

三 上

それは分かっておりますけれども、介護として将来を見据えて新年度はどのような形でやっていくのかということを知っているのですが。

村井副所長

介護人材については、一般会計で出している事業は事業としてやるのですが、介護福祉課としては事業所連絡協議会などと連絡調整したりですとか、できるだけ事業所の状況を把握して何か適切なものというふうに考えてはいるのですが、今小中学生の方などに理解してもらうような方法ですとか、あと事業所の職員が辞めないような事業をどうしたらいいかとかというふうな形で検討はしているのですが、すぐに効果が出るものはなかなか難しい状況です。

委員 長

ほかに質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、そのように確認いたします。

以上で議案第4号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:29

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第6号 令和7年度滝川市下水道事業会計予算

委員 長

議案第6号 令和7年度滝川市下水道事業会計予算を議題といたします。

まず、冒頭に資料要求をされる方はいますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認します。

それでは、説明を求めます。

堀之内部長

(議案第6号を説明する。)

辻本課長

(議案第6号の詳細を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

高橋

私からは、2点ほど質問させていただきます。

管路更新の計画は順調に進んでいるのかということ伺います。

また、保守点検というのは日頃念入りに行っているかと思いますが、埼玉県のような危険な事故が起きるのではと、地面の下は日常で目にしない部分であるため市民も心配しておりますので、ああいった事故を防ぐための対策はどのようなものがあるかというのを伺います。

もう一つが最初の361ページなのですがすけれども、合流式下水道改善というのは大雨時の浸水対策として非常に重要であると考えますが、来年度の合流式下水道改善の工事で残りはどの程度改善箇所が残るのかを伺います。

また、将来的な使用料金改定の必要性についてどのように認識しているのかを伺います。

大きく2点でしたが、4点です。

内田係長

まず、管路の更新の計画の進捗についてということで、令和元年度にストックマネジメント計画を策定しまして、令和2年から令和6年までの5か年で汚水の幹線管渠のテレビカメラ調査を実施してまいりました。対策が必要な箇所については随時改築工事等を実施しております。また、令和7年から令和11年までの5年で雨水の幹線管渠についてテレビカメラ調査、あと潜行目視調査等を実施する予定となっております。

続いて、保守点検です。埼玉の事故のような事故対策はどのような形で行っているかというご質問ですけれども、汚水の管路については先ほども申しましたとおり、令和2年から令和6年までの間で幹線管渠など約46キロの調査を実施してまいりました。緊急的に対策を実施しなければならない箇所が1か所ありましたが、次年度に対策を実施して対応済みとなっております。そのほかの対策が必要な箇所については、改築工事などを引き続き行って対応をしていきたいと考えております。また、現状でテレビカメラ調査以外の管路につきましては管路清掃を定期的実施しております。清掃時に異常がありそうだと報告を受けた場合には、テレビカメラ調査等を実施しまして管路内の状況把握に努めているところです。

3つ目なのですがすけれども、361ページの合流改善の実施残ですけれども、令和6年度末で残事業として約5キロの整備が残っております。

取りあえず3つの回答を終わります。

高林係長

将来的な料金改定についてのご質問ですけれども、国の指針が最低でも5年に1度は使用料で汚水経費を賄っているか検討しなければ事業補助は出さないと変わりました。令和5年度から令和9年度までの料金は令和4年度の審議会で検討されたところであり、令和10年度から令和14年度の料金については今後令和8年度から令和9年度の間で想定される事象を基に審議会で検討する予定で

す。

委員長 ほかには質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、そのように確認します。
以上で議案第6号の質疑を終結いたします。
この辺で昼食休憩といたします。再開は午後1時からです。
暫時休憩いたします。

休 憩 11:50

再 開 12:53

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第3号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

委員長 議案第3号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計予算を議題といたします。
まず、冒頭に資料要求される方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

委員長 なしと確認いたします。
それでは、説明を求めます。

堀之内部長 (議案第3号を説明する。)

石原課長 (議案第3号の詳細を説明する。)

委員長 説明が終わりました。

高 橋 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

私からは、4点質問させていただきます。

243ページのところなのですけれども、滞納件数が住宅、駐車場ともに前年度よりも大幅に増えていますが、収納率向上の改善策などはありますでしょうか。
2点目は、245ページの公営住宅の空き室率はそれぞれどれぐらいで、その空き室に対する管理に係る支出と収入のバランスは取れているのかということ伺います。

3点目ですが、249ページの開西団地解体工事についてです。これに関わる予算についてですが、こちらの解体と建て替えについては何年か前から施工していると認識しています。解体と建て替えが全て完了するのはいつ頃になるのか、スケジュールは順調なのかを伺います。

4点目に、独り暮らしの高齢者の割合が増え続けているため、自宅内や自宅周辺で起きる事故の危険性も高まっていると考えています。各公営住宅の住民のうち、それぞれ独居の高齢者の割合を伺うとともに高齢の住民に対する支援としてエレベーター改修などのほかに安全策がどのようなものがあるのか伺います。

大崎係長 高橋委員のご質問に回答させていただきます。

まず1点目、滞納繰越額が増加しているが、収納率向上につながるように何をしているのかということですが、滞納繰越額の増額は現年度分の未収金額発生に伴うものであり、現年度分収納率99パーセント以上を達成するために督促状の送付や個別対応における分納誓約等を行い、滞納者の支払い能力に見合った計画的な家賃徴収を実施しております。また、滞納繰越分調定額は令和3年度から令和5年度にかけて減少しているため、上記収納対策は一定程度の効果があると判断しており、こういった対策を今後も継続していくものと考えております。

質問の2点目です。空き家の戸数は何戸か、そして空き家の管理に係る支出については何があるか、それにあてがう収入はということでございますが、現在の入居住戸に関しては1,218戸でありまして、空き家は414戸となっております。空き家の管理としましては、退去時に必要な退去修繕を行い、水落としやガス栓やブレーカーの確認をした後に施錠し、内部はその後特に支出はございません。冬期につきましては、平家2階建てに関して屋根が破損しないように屋根雪の管理、草刈りなどを行っております。これに係る費用につきましては、指定管理代行負担金に含まれており、積算の内訳になるので、開示はできません。ただし、実績におきましては概算ですが、年間で1戸当たり約1万2,000円と考えられます。なお、どの収入を充てているかというご質問に関しましては公営住宅法による使用料、いわゆる家賃を徴収しておりまして、これにより対応しております。

続きまして、249ページの住宅事業費のうちの開西団地の解体に要する期間を確認したいということでございますが、解体につきましては令和4年度から開始し、令和9年度に完成する予定で進めております。令和4年度は40戸の解体が既に終了しております。今後令和7年度に26戸、令和8年度に48戸、令和9年度に31戸と集会所の解体を行いまして、合計としましては145戸を解体する予定で考えております。

続きまして、独居老人の割合及び安全管理に取られている内容があれば確認したいということですが、令和5年度末における入居戸数1,241戸に対しまして65歳以上の単身高齢者につきましては531戸で、割合につきましては42.8パーセントとなっております。こちら安全対策のほうですが、基本的には公営住宅法では高齢者だから何か緩和されるといったような規定は設けてはおりませんが、建設当初からの設定で高齢者対応部局との連携による特定目的住宅として見晴団地8号棟のデイサービス施設併設やナースコールで確認する団地もございます。そのほか申立てによって低層階やエレベーター付団地への住み替えを認めているところでございます。

高 橋

確認なのでございますけれども、2つ目の質問の空き室率のところでは1,218戸のうち414戸が空き室ということでしたが、一人暮らしの高齢者の世帯がそのうち531戸ということではないのでしょうか。

大崎係長

今の質問につきましては、現在入っている住戸の数が1,218で、空き家は414戸となっております。管理そのものの戸数につきましては足した合計になりますので、1,632戸ということになります。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑がないようですので、そのように確認いたします。

以上で議案第3号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 13:11

再 開 13:13

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計予算

委員 長

議案第2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。まず、冒頭に資料要求される方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認いたします。
それでは、説明を求めます。

横山部長

(議案第2号を説明する。)

寺嶋課長

(議案第2号の詳細を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

高橋

これより質疑に入ります。質疑ございますか。
私からは、3つほど質問させていただきます。

栗木係長

194ページの道支出金が前年度と比べて1億5,844万円と大きく減っているのですけれども、この原因及び来年度以降の収支の見通しを伺います。

2点目が196ページの基金繰入金についてですが、今後もこれは増加していく見込みでしょうか。また、収支改善策はあるのか伺います。

203ページ、収納率向上特別対策事業の具体的な内容についてを伺います。

高橋委員の3点のご質問に対してご説明させていただきます。

まず、1点目の道支出金の減額理由につきましてご説明いたします。主な要因としましては2点ございます。1点目は、3款1項1目1節普通交付金1億3,367万1,000円の減によるもので、これは被保険者数の減少に伴い保険給付費が減少したことによるものです。普通交付金は市町村が医療機関に支払う保険給付費に対して北海道から交付される財源であり、具体的には歳出、2款保険給付費のうち傷病手当金を除く給付に対して全額交付される仕組みとなっております。2点目は、特別交付金の特別調整交付金のうち精神病に関連する医療負担が高い市町村に対する交付分において前年度比1,333万2,000円の減額があったことによるもので、北海道が過去の実績見込額に基づいて算定しているものです。こちらにつきましては、被保数の減少に伴い来年度も減少傾向にあるものと考えております。

2点目、基金繰入額につきましてですが、こちらにつきましては本市の国民健康保険税率は北海道が算定する標準保険税率を下回る水準となっており、必要な保険税額を確保できていない状況にございます。そのため、不足分を基金から補填しております。本来であれば税率の引上げが必要となりますが、現状の経済情勢や物価高騰による市民生活への影響を考慮し、基金を活用しながら現行税率を維持しているところでございます。また、収支改善策としましては国の方針に基づき北海道は令和12年度をめどに道内全市町村で統一保険税率の実現を目指しており、本市もこの方針に向けて基金を効果的に活用しながら段階的な税率改定を進めることで収支の改善を図る見込みとなっております。

最後、3つ目が収納率向上対策事業になります。こちらは国民健康保険税の適正な収納を確保し、安定的な財政運営を確保することを目的としております。

この目的達成のため税務課と連携し、納税推進月間の実施や口座振替の利用促進など収納率向上に向けた取組を進めています。具体的には3つの取組を重点的に進めています。1つ目は、口座振替の利用促進です。納め忘れを 방지 確実な納付を図るため、国民健康保険加入時に窓口で口座振替依頼書の案内を行っております。また、納税通知書にチラシを同封しているほか、未納者に対し勸奨文書を送付し、口座振替の利用を促進しております。2つ目は、納付方法の利便性向上です。市民の皆様が納付しやすい環境を整えるため、コンビニ納付やスマートフォン決済など多様な納付方法を導入しております。これにより自

主的な納付を推進しております。3つ目は、未納者対策の強化になります。納期限を過ぎた方には督促状を送付し、必要に応じて電話による納付の呼びかけを実施しております。また、納税推進月間といたしまして催告書の送付や広報活動を集中的に行うことで納付の徹底を図っております。さらに、毎月夜間相談窓口を開設し、未納者との接触機会を確保することで収納率の向上に努めております。これらの取組も通じて収納率の向上を図り、国民健康保険財政の安定に取り組んでおります。

委員長
福井

ほかに質疑ございますか。

谷内主任主事

211ページなのですがすけれども、4款1項1目特定健康診査等事業費の部分です。市は特定健康診査等の事業において、毎年右肩上がりの高い目標を掲げているのですがすけれども、それに係る委託費が減少している理由を教えてください。特定健康診査等事業費における委託料が減少した理由としましては、データヘルス計画における特定健康診査目標受診率の見直しに伴い特定健診の受診見込み人数が減少したことによるものです。令和元年度までの特定健康診査の受診率につきましては目標値に近い水準で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えに伴いまして目標値と実績値の間に乖離が生じてしまいました。こうした状況を踏まえまして、令和6年3月に策定した第3期データヘルス計画において目標受診率を見直しましたので、その受診者数に基づいて算出される委託料が減という形になりました。

福井

これ確認なのですがすけれども、因果関係の逆転ということではないとは思いますがすけれども、実績に即した予算ということでは分かるのですがすけれども、では今後これを増やしていくということは重要なことだと思いがすけれども、どのような受診勧奨の強化をなさっていくのか、お考えがあれば教えてください。

谷内主任主事

特定健診において課題となっているものは主に3点ございます。まず、1点目としましてはリピート率の増加。そして、2点目としましては通院中の方がやはり健診を受けないという方も多くいらっしゃいますので、そういった方の検査データの取得。3つ目としましては、若年層の方の受診率の向上の3点を主な目標としております。

1つ目のリピート率の増加の対策としましては、令和7年度から新たに勧奨はがきを発送しているのですがすけれども、そこに前年度に受けていただいた医療機関を掲載して発送することでもう一度同じ時期に受けていただくような取組を予定しております。

2点目の通院中の方の検査データの取得ということで、定期的に通院されている方の検査データの提供依頼の事業を実施いたします。こちらについては、令和6年度から2つの医療機関が新たに参加してくれたということで、次年度以降も承諾いただける方の件数を増やしていきたいと考えております。さらに、令和6年度から通院されている方に対して通院先の医療機関でも特定健診を実施していますよと記載しているおはがきも送付させていただいておりますので、そちらの取組も実施する予定となっております。

最後に、3点目の若年層の受診率の向上に関する課題につきましては、現在集団健診で働き世代も受診しやすいように早朝ですとか土日の実施をしておりますので、その実施の継続と、リピート率を向上するために集団健診で受診していただいた方に次年度もご予約されませんかということでお声がけをさせていただいておりますので、そういったことも引き続き実施していきたいと思ってお

ります。あと、新年度に40歳になられる方を対象としたチラシの配布ですとか、保健師による勧奨、さらには41歳になられる方を対象として特定健診受診時にがん検診が無料となるキャンペーンも実施していきます。そのほか電話勧奨ですとか脳ドックとのセット受診、あとはナッジ理論を活用した勧奨はがきの送付などに今後も取り組んでいきたいと考えております。

委員 長
荒 木

ほかに質疑ございますか。

これは参考資料の25ページなのですがすけれども、今さらって思われるかもしれませんが、保険給付の療養給付費のいわゆる医療費の部分です。

新年度、例えば2つ目の表の1人当たりの医療費って、これ全部6.8パーセントなのですが、前年度比6.8パーセント増で見るとというのは一般的というか、毎年そうでしたっけ。どういうふうに見ているかというのが分からないので、それを一つ。

それと、例えばその2つ目の表でいくと1人当たりの医療費が令和2年度から7年度がこの数字になるとすれば結構な医療費の増になるのですが、国民健康保険の方がいろんなところに入院されるのですが、滝川市立に入院する比率はやっぱり高いと思うのですよね。滝川市立の場合1人当たりの入院単価がこの四、五年で相当上がっているんで、そのことと関係しているのではないかと思うのですが、どう見られていますか。

栗木係長

今の質問に対してご説明させていただきます。

まず、1人当たり医療費の増加についてなのですが、7年度は被保険者数が6.4パーセント減少する一方、1人当たり医療費は6.8パーセント増加することで見込んでおります。このことにつきましては、令和6年度のまず決算見込額を基に算出していることが主な理由になっております。実際令和6年度につきましては資料にありますとおり医療費が0.3パーセント減少していますが、これは過去5年間で唯一の減少でありまして、7年度も続くかどうかは正直不透明な部分がございます。この減少が例外的な状況と捉えまして、減少を前提に予算を削減すると万一医療費が増加した場合に対応が困難となる場合がございます。そのため令和7年度の総医療費は6年度決算見込額と同額に据え置いているところでございます。

1点目の質問を終わります。

委員 長

お時間かかりますか。答弁できそうですか。

(あとで回答しますとの声あり)

ほかに質疑ございますか。

三 上

2点です。

まず、203ページの医療費適正化特別対策事業で新年度は具体的にどのようなことを実施されるのかということです。

2点目は、子ども医療費の何かで独自の助成をしてきた場合、過去においてはペナルティでいわゆる減額調整交付金が減らされるということがありましたけれども、それはもう24年から廃止になっていると思うのですがすけれども、今回予算編成に当たって、その廃止になったことでどのような効果があったのかと、この2点について伺いたいと思います。

栗木係長

2点目の子ども医療費の独自助成に対しましてご説明させていただきます。

これまで子ども医療費の独自助成に対しまして国庫負担の減額調整が行われていましたが、ご承知のとおり令和6年度から廃止されることとなりました。北

海道が算定した本市への影響額につきましては、見込額で3万8,236円となっておりますので、予算編成において大きな変化はないものと見込んでおります。以上で説明を終わります。

谷内主任主事

私のほうから医療費適正化特別対策事業の事業内容についてご説明させていただきます。

医療費適正化特別対策事業につきましては、医療費の増加を抑制しながら持続可能な医療費制度を維持することを目的として主に2つの取組を実施しております。1つ目は、服用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に100円以上の差額がある被保険者に対しまして通知を年2回送付させていただいております。2つ目は、レセプト点検事業です。医療機関からの診療報酬明細書の内容を確認し、国保の資格喪失後の受診ですとか、給付割合の不一致などの過誤について返戻や返納処理を行っております。これらの取組を通じて医療費の適正化を図り、国民健康保険財源の安全、安定運営に取り組んでまいります。

委員 長
安 樂

ほかに質疑ございますか。

それでは、私のほうから1点だけ確認で210ページの保健衛生及び疾病予防費、この中に各種インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンなどの接種の費用が入っているというふうに思うのですが、ワクチンの種類と65歳以上が対象というふうになるのですが、その対象者見積り、積算の要領、それから接種率。あと、全体のワクチン接種に係る予算額、併せて対象者にどのような手段でこれは周知徹底を図っているのか伺います。

谷内主任主事

まず、予防接種の種類としましては、先ほどおっしゃっていたとおり高齢者肺炎球菌予防接種と高齢者インフルエンザ予防接種の2点となっております。肺炎球菌の予防接種につきましては、新年度に65歳になる方を対象としておりまして、高齢者インフルエンザ予防接種につきましては65歳以上の方が対象となっております。

接種率につきましては、全体の接種率と、あと国民健康保険以外の方の接種の人数がこちらで把握できていないので、申し訳ないのですが、実績のみのご報告になってしまうのですが、令和5年度につきましては滝川市国民健康保険の接種者の人数がインフルエンザの場合ですと1,353名となっております。肺炎球菌につきましては、令和6年の10月30日時点ではございますが、実績として152人となっております。

周知方法につきましては、インフルエンザ予防接種、あと肺炎球菌の予防接種、両方とも広報紙ですとかホームページで周知させていただいておりますが、肺炎球菌におかれましては65歳の方が対象というふうになっておりますので、お誕生日月の翌月に対象の方へはがきでお知らせをさせていただいている状態となっております。

安 樂

今出なかったら後で教えてください。最終的な含める予算額……
(何事か言う声あり)

安 樂

全体の接種のどれぐらいの予算を取っているかというのを伺っているのですが、

谷内主任主事

繰出金の内訳としましては、肺炎球菌の分につきましては約20万円、インフルエンザ予防接種につきましては約316万円を計上しております。

安 樂

周知の要領について伺ったのですが、何でも私がこれを聞いたかという

インフルエンザの予防接種助成を受けられない、受けることができるということ
を全然知らない方とかがいて、もう少し力を入れて広報とホームページ以外
でもやっぱり知らせたほうがいいのではないかなというふうに思います。近所
の人に言われて、いや、助成してくれますよということを使ったのですけれど
も、その辺について新たなお考えがあるかどうか伺います。

栗木係長

ただいまのご質問につきまして、周知の強化につきましてですが、今後につ
きましても医療機関等に挨拶する際にチラシの配布の検討でしたり、また何か送
付する際にチラシなどを一緒に併せて同封させていただき対応を検討して、よ
り周知の徹底を努めさせていただきたいと思えます。

説明を終わります。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、荒木委員の先ほどの質問につきましては後日ご答弁……

(何事か言う声あり)

委員 長

では、答弁をお願いします。どうぞ。

栗木係長

答弁は先ほどの1点目とご説明が同じ内容になるかもしれませんが、こちらに
つきましては令和6年度の決算見込額をベースに作成させていただいておりま
す。入院外、歯科、調剤、入院の全てが同率で6.8パーセント増加していること
につきましては、同じ考えで作成させたものとして見まして、全体の入院の医
療費につきましては令和6年度見込額では前年比3.3パーセント減少している
ところであります。こちらの6年度の入院に関しましては、算定の方法を見込ま
ないでやっているものと考えております。

以上で説明を終わります。

(「市立病院」と言う声あり)

栗木係長

市立病院につきましては、関係がないものとは別に過去の実績見込額から算定
させていただいているところでございます。

委員 長

ほかに質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように確認いたします。

以上で議案第2号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 13:52

再 開 13:53

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第5号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

委員 長

議案第5号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたしま
す。

まず、冒頭に資料を要求される方はいますか。

(なしの声あり)

委員 長

なしと確認いたします。

それでは、説明を求めます。

横山部長

(議案第5号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

高橋

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

2点質問させてください。

349ページのところなのですけれども、来年度においては団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年問題を迎えます。日本全国では1,500万人だった後期高齢者が来年度は2,200万人に増加するとのことなのですが、本市でもきっと増えるかと思えます。健康診査に要する経費が6.5パーセント増えているのは、この増えると予想される後期高齢者の数に合わせたものなのかを伺います。

そして、戻って346ページなのですけれども、この増えていくであろう後期高齢者医療広域連合納付金を850万円減らしたということなのですけれども、これは高齢者に対して何か影響はないのか、どのように認識されているのかを伺います。

大橋課長補佐

私のほうから2点質問の回答をさせていただきます。

まず1点目でございますが、団塊世代が後期高齢者に移行するということが被保険者が増になると、こちらもそのように見込んでおります。それに対応して予算も増やしてございます。内容ですけれども、後期高齢者医療広域連合の被保険者数の試算、こちらのほうは令和7年度は142名増の8,249名となる見込みです。受診者は入院や施設入所の方を除きまして受診率15.82パーセント、54人増の1,183人を見込んでおります。こういった増に見込まれますので、多くの方が受診していただけるように広く周知してまいりたいと考えております。

続きまして、346ページの後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらは被保険者が増となるにもかかわらず減となると。その理由でございますけれども、先ほど部長から説明がございました保険料負担金、保険基盤安定負担金の減によるものがこの減になるものの内容です。令和6年度に後期高齢者医療保険料率を増額改定しましたが、予算積算時点では改定後の保険料率が確定していなかったため、北海道後期広域連合は保険料率を見込みで積算していました。しかし、確定した保険料率は予算積算時を下回りました。その関係で令和7年度は確定後の保険料率で積算したため、令和6年度から令和7年度に減になったのはその関係でございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で議案第5号の質疑を終結いたします。

ここまで質疑を行ってききましたが、市長に対する総括質疑への留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

市長に対する総括質疑はないということを確認いたしましたので、討論、採決については3月19日午後1時から会議を開き、行いたいと思っておりますので、ご承知をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 14:03